

造林事業請負契約書(案)

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予定数量	請負予定金額	事業 場所	完了 検査 場所
6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号	保育間伐誘導伐伐採搬出及び数量調査	HA 196.07	m ³ 7,600	請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	事業内訳書のとおり	現地
	地拵植付	HA 4.24				

(注) [()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。]

2 事業期間

自 契約締結日の翌日

(詳細は、事業内訳書のとおり)

至 令和 7年 2月28日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品		第15条
	前金払	分の 以内	第35条第1項
	中間前金払		第35条第3項
○	部分払	月1回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。

なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。

- ② 請負者は、「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。

- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。

- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあつては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあつては当該不履行があつた年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。

- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」(本事業の公告日現在)によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所
[分任] 支出負担行為担当官

印

請負者 住所
氏名

印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

別紙

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（製品生産事業請負標準仕様書、造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

請負事業作業仕訳書（A）

事業名： 6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号

直接費内訳書											
作業場所	作業区分		変動費	事業別請負予定数量						摘要	
事業地	作業種	作業工程	固定費別	経常	天然受光	育成受光	誘導伐	保育活用	保護伐		
北雄 札久留 奥札久留	伐採搬出	伐倒	変				980	6,620			
		造材	変				980	6,620			
		集材	変				980	6,620			
		山元土場巻立	変				780	5,640			
		土場作設	固				2000	26,000		(m ²)	
		引込線作設	固					30			
		搬出路作設 (森林作業道)	固				1700	22,950		(m)	
		搬出路作設 (雪道)	固							(m)	
		既設路維持・修繕 (トラック道)	固				550	6,940		(m)	
		既設路維持・修繕 (森林作業道)	固					35,600		(m)	
		除雪	固					18,000		(m)	
		検知業務	形量・品質検知	変				510	2,685		
			極検知	変				310	2,180		
			層積検知	変				470	3,460		
		素材輸送	積込・運賃	変				200	980		
			材整理	変				200	980		
			極検知(輸送材)	変				200	505		
			層積検知(輸送材)	変					475		
		その他	機械類運搬	固				1	1		(式)
			人員輸送費	固				1	1		(式)
			仮設経費	固							(式)
			その他経費	固					10		排水管設置(φ600)(m)
			その他経費	固				423	4,277		砂利敷(m ³)
	その他経費		固					3		熊撃退スプレー(本)	
	その他経費		固					5		エゾシカ対策(本)	

※ 請負予定数量欄の単位は、素材：m³

事業内訳書

事業名:6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (㎡)	作業 仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
北雄	1 わ	保育間伐	トドマツ	5.26	180		契約締結日の翌日	R7.2.28		1
北雄	1 か	保育間伐	トドマツ	3.25	110		契約締結日の翌日	R7.2.28		2
北雄	1 よ	保育間伐	トドマツ	10.48	310		契約締結日の翌日	R7.2.28		3
北雄	1 た	保育間伐	トドマツ	7.49	250		契約締結日の翌日	R7.2.28		4
北雄	1 れ	保育間伐	トドマツ	10.02	330		契約締結日の翌日	R7.2.28		5
北雄	2 れ	保育間伐	トドマツ	4.49	140		契約締結日の翌日	R7.2.28		6
北雄	5 い	誘導伐	トドマツ	20.00 4.24	980		契約締結日の翌日	R7.2.28		7
北雄	5 よ	保育間伐	カラマツ	13.17	320		契約締結日の翌日	R7.2.28		8
北雄	6 り	保育間伐	カラマツ	30.36	1320		契約締結日の翌日	R7.2.28		9
札久留	16 か	保育間伐	トドマツ	3.91	135		契約締結日の翌日	R7.2.28		10
札久留	16 ら	保育間伐	トドマツ	3.84	135		契約締結日の翌日	R7.2.28		11
札久留	20 ほ	保育間伐	ストローブ	1.64	50		契約締結日の翌日	R7.2.28		12
札久留	20 へ	保育間伐	トドマツ	6.17	230		契約締結日の翌日	R7.2.28		13
札久留	20 ぬ	保育間伐	トドマツ	12.22	240		契約締結日の翌日	R7.2.28		14
札久留	20 よ	保育間伐	ストローブ	3.73	90		契約締結日の翌日	R7.2.28		15
札久留	20 た	保育間伐	ストローブ	2.02	60		契約締結日の翌日	R7.2.28		16
札久留	21 ろ	保育間伐	カラマツ	1.50	120		契約締結日の翌日	R7.2.28		17
札久留	21 は	保育間伐	トドマツ	1.73	125		契約締結日の翌日	R7.2.28		18
札久留	21 に	保育間伐	トドマツ	1.00	75		契約締結日の翌日	R7.2.28		19
札久留	21 た	保育間伐	トドマツ	2.24	195		契約締結日の翌日	R7.2.28		20
札久留	21 そ	保育間伐	ストローブ	9.62	360		契約締結日の翌日	R7.2.28		21
札久留	21 ら	保育間伐	カラマツ	0.48	25		契約締結日の翌日	R7.2.28		22
札久留	22 い	保育間伐	トドマツ	7.66	280		契約締結日の翌日	R7.2.28		23
札久留	23 そ	保育間伐	トドマツ	1.85	10		契約締結日の翌日	R7.2.28		24
札久留	23 む	保育間伐	トドマツ	2.01	15		契約締結日の翌日	R7.2.28		25
札久留	23 や	保育間伐	トドマツ	7.42	70		契約締結日の翌日	R7.2.28		26
札久留	23 ま	保育間伐	トドマツ	1.00	10		契約締結日の翌日	R7.2.28		27
札久留	23 て	保育間伐	トドマツ	1.70	10		契約締結日の翌日	R7.2.28		28
札久留	23 あ	保育間伐	トドマツ	1.30	20		契約締結日の翌日	R7.2.28		29
札久留	23 さ	保育間伐	トドマツ	1.02	10		契約締結日の翌日	R7.2.28		30
札久留	23 き	保育間伐	トドマツ	1.05	25		契約締結日の翌日	R7.2.28		31
札久留	23 ゆ	保育間伐	トドマツ	1.10	40		契約締結日の翌日	R7.2.28		32
札久留	32 ほ	保育間伐	トドマツ	2.85	130		契約締結日の翌日	R7.2.28		33
札久留	32 わ	保育間伐	トドマツ	3.78	130		契約締結日の翌日	R7.2.28		34
札久留	32 か	保育間伐	トドマツ	2.52	130		契約締結日の翌日	R7.2.28		35

事業内訳書

事業名:6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m ³)	作業 仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
奥札久留	33 い	保育間伐	トドマツ	13.60	580		契約締結日の翌日	R7.2.28		36
奥札久留	33 れ	保育間伐	アカエゾ	1.47	30		契約締結日の翌日	R7.2.28		37
奥札久留	39 ろ	保育間伐	トドマツ	6.88	330		契約締結日の翌日	R7.2.28		38
合計				211.83 196.07	7600					

注:1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、保護伐、天然林受光伐等と記載する。
 2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。
 3. 「数量」欄は、伐倒のみの場合はHA当たり伐倒本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m³)を記載
 4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。
 5. 誘導伐が含まれる場合は、面積上段が区域面積、下段が伐採面積とする。

事業地毎の作業条件

事業名:6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
1 わ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
1 か	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
1 よ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
1 た	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
1 れ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
2 れ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	土砂流出防備保安林
5 い	33	誘導伐	33m×67m	30度以上	土砂流出防備保安林
5 よ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	土砂流出防備保安林
6 り	33	列状間伐	4m×8m	30度以上	土砂流出防備保安林
16 か	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
16 ら	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	土砂流出防備保安林
20 ほ	25	列状間伐	4m×12m	20度未満	
20 へ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
20 ぬ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
20 よ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	
20 た	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	
21 ろ	25	定性間伐	毎木	30度以上	
21 は	33	列状間伐	4m×8m	30度以上	
21 に	33	列状間伐	4m×8m	30度以上	
21 た	33	列状間伐	4m×8m	30度以上	
21 そ	33	列状間伐	4m×8m	30度未満	
21 ら	33	列状間伐	4m×8m	30度以上	
22 い	25	定性間伐	毎木	30度未満	
23 そ	25	列状間伐	4m×12m	20度未満	
23 む	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
23 や	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	
23 ま	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
23 て	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
23 あ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
23 さ	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
23 き	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	
23 ゆ	25	列状間伐	4m×12m	20度未満	
32 ほ	25	列状間伐	4m×12m	30度以上	
32 わ	33	列状間伐	4m×8m	30度未満	
32 か	25	列状間伐	4m×12m	30度未満	

地拵

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積 (ha)		作業仕様						作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	周囲刈 (m)	連絡路 (m)	孔状 面数	から	まで	
北雄	5 い	新植地拵	20.00	3.69	筋刈	1.5	2.0	1.0		3			

大型機械(グラップル等)

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	面積(ha)		作業仕様			作業期間年月日		備考
			区域	実行	刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路 (m)	から	
北雄	5 い	新植地拵 (大型機械)	20.00	0.55	全刈					グラップル等

コンテナ苗植付

事業内訳書

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
北雄	5 い	新植 コンテナ苗植付	トドマツ(コンテナ 苗)	20.00	4.24	6,700	1	3.50	1.31	1			

地拵ブルーリスト

箇所数 1 面積合計 20.00 3.69

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	植生の種類	植生量	末木枝条量	立木伐倒		孔状 面数	周囲線刈 払幅(m)	蔓茎類 占有率	林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)					平均胸高 直径(cm)	haあたり 本数(本)					自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易
北雄	5	い		複層林	新植地拵	20.00	3.69	筋刈	1.5	2.0	無			43%	中(易、難以外)	中(笹 200束以上 1,000束以下)	少(層積250m3未満・ 美材積50m3未満)			3	1.0	中(30%以上 50%未満)	26° ~	10	0.1	易

地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))プルーフリスト

箇所数 1

面積合計 20.00 0.55

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理	林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易
北雄	5	い		複層林	新植地拵	20.00	0.55	全刈			無			100%		16~25°	10	0.1	易

コンテナ苗植付ブルーリスト

箇所数 1

面積合計 20.00 4.24

本数合計 6,700

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		植生の種類	植栽樹種	植栽本数		苗木運搬 距離(km)	苗木小運搬		苗木規格	石礫比	林地 傾斜	通勤距離			植条 数	列間 (m)	苗間 (m)
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)			植付総本数 (本)	haあたり 本数(本)		条件	距離 (km)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易			
北雄	5	い		複層林	新植	20.00	4.24	その他(雑草、チンミザ サ以外)	トドマツ(コンテナ苗)1 号	6,700	1,580	251			50cm以下	35%以下	26° ~	10	0.1	易	1	3.50	1.31

苗木購入プルーフリスト

6,700

作業種	更新方法の区分	苗木	数量(本)
コンテナ植付	新植	トドマツ(コンテナ苗) 1号	6,700

苗木運搬プルーフリスト

作業種	運搬距離(km)	トドマツ類数量(本)	カラマツ類数量(本)	合計本数(本)	裸苗 運搬回数	コンテナ苗 運搬回数
コンテナ植付	251	6,700		6,700		1

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ² 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
北雄	保育活用	1	わ			5.26	1,274	300.73	756	79.29	2,030	380.02	0.24	0.10	0.19	72	49.9	37.8	150	30	180			
北雄	保育活用	1	か			3.25	786	185.17	353	67.34	1,139	252.51	0.24	0.19	0.22	78	43.2	44.6	80	30	110			
北雄	保育活用	1	よ			10.48	2,535	597.06	1,138	217.10	3,673	814.16	0.24	0.19	0.22	78	40.2	32.2	240	70	310			
北雄	保育活用	1	た			7.49	1,829	426.71	813	155.16	2,642	581.87	0.23	0.19	0.22	78	42.2	45.1	180	70	250			
北雄	保育活用	1	れ			10.02	2,428	572.87	1,440	151.03	3,868	723.90	0.24	0.10	0.19	72	45.4	46.3	260	70	330			
北雄	保育活用	2	れ			4.49	690	245.96	704	80.44	1,394	326.40	0.36	0.11	0.23	73	40.7	49.7	100	40	140			
北雄	誘導伐	5	い			4.24	3,522	1,969.63	2,680	321.88	6,202	2,291.51	0.56	0.12	0.37	540	40.6	55.9	800	180	980			
北雄	保育活用	5	よ			13.17	1,591	658.06	2,861	263.52	4,452	921.58	0.41	0.09	0.21	70	45.6	7.6	300	20	320			
北雄	保育活用	6	り			30.36	5,012	2,253.61	8,780	789.02	13,792	3,042.63	0.45	0.09	0.22	100	44.4	40.6	1,000	320	1,320			
札久留	保育活用	16	か			3.91	1,790	316.22	315	23.89	2,105	340.11	0.18	0.08	0.16	87	41.1	20.9	130	5	135			
札久留	保育活用	16	ら			3.84	1,758	310.52	309	23.45	2,067	333.97	0.18	0.08	0.16	87	41.9	21.3	130	5	135			
札久留	保育活用	20	ほ			1.64	68	91.60	108	29.67	176	121.27	1.35	0.27	0.69	74	43.7	33.7	40	10	50			
札久留	保育活用	20	へ			6.17	834	502.99	372	69.68	1,206	572.67	0.60	0.19	0.47	93	41.8	28.7	210	20	230			
札久留	保育活用	20	ぬ			12.22	873	396.12	828	224.98	1,701	621.10	0.45	0.27	0.37	51	40.4	35.6	160	80	240			
札久留	保育活用	20	よ			3.73	412	146.79	681	111.67	1,093	258.46	0.36	0.16	0.24	69	40.9	26.9	60	30	90			
札久留	保育活用	20	た			2.02	96	127.33	152	41.26	248	168.59	1.33	0.27	0.68	83	39.3	24.2	50	10	60			
札久留	保育活用	21	ろ			1.50	179	237.71			179	237.71	1.33		1.33	158	50.5		120		120			
札久留	保育活用	21	は			1.73	679	266.97	184	17.14	863	284.11	0.39	0.09	0.33	164	44.9	29.2	120	5	125			
札久留	保育活用	21	に			1.00	393	154.35	107	9.91	500	164.26	0.39	0.09	0.33	164	45.4	50.5	70	5	75			
札久留	保育活用	21	た			2.24	404	432.07	165	17.60	569	449.67	1.07	0.11	0.79	201	44.0	28.4	190	5	195			
札久留	保育活用	21	そ			9.62	1,154	600.88	2,344	241.95	3,498	842.83	0.52	0.10	0.24	88	43.3	41.3	260	100	360			
札久留	保育活用	21	ら			0.48	86	49.16	91	7.89	177	57.05	0.57	0.09	0.32	119	40.7	63.4	20	5	25			
札久留	保育活用	22	い			7.66	663	598.26			663	598.26	0.90		0.90	78	46.8		280		280			
札久留	保育活用	23	そ			1.85	34	15.73	25	3.53	59	19.26	0.46	0.14	0.33	10	63.6		10		10			
札久留	保育活用	23	む			2.01	170	25.50	53	13.46	223	38.96	0.15	0.25	0.17	19	39.2	37.1	10	5	15			
札久留	保育活用	23	や			7.42	340	91.24	450	69.15	790	160.39	0.27	0.15	0.20	22	43.8	43.4	40	30	70			
札久留	保育活用	23	ま			1.00	49	7.15	63	14.31	112	21.46	0.15	0.23	0.19	21	69.9	34.9	5	5	10			
札久留	保育活用	23	て			1.70	74	8.89	57	13.99	131	22.88	0.12	0.25	0.17	13	56.2	35.7	5	5	10			
札久留	保育活用	23	あ			1.30	54	25.48	48	12.62	102	38.10	0.47	0.26	0.37	29	39.2	79.2	10	10	20			
札久留	保育活用	23	さ			1.02	72	14.25	78	6.90	150	21.15	0.20	0.09	0.14	21	70.2		10		10			
札久留	保育活用	23	き			1.05	79	42.25	63	11.35	142	53.60	0.53	0.18	0.38	51	47.3	44.1	20	5	25			
札久留	保育活用	23	ゆ			1.10	201	39.98	171	39.52	372	79.50	0.20	0.23	0.21	72	50.0	50.6	20	20	40			
札久留	保育活用	32	ほ			2.85	677	175.01	515	133.44	1,192	308.45	0.26	0.26	0.26	108	45.7	37.5	80	50	130			
札久留	保育活用	32	わ			3.78	622	261.47	201	29.78	823	291.25	0.42	0.15	0.35	77	45.9	33.6	120	10	130			
札久留	保育活用	32	か			2.52	303	230.77	449	78.54	752	309.31	0.76	0.17	0.41	123	43.3	38.2	100	30	130			
奥札久留	保育活用	33	い			13.60	4,133	953.68	2,234	443.97	6,367	1,397.65	0.23	0.20	0.22	103	41.9	40.5	400	180	580			
奥札久留	保育活用	33	れ			1.47	246	46.49	118	31.47	364	77.96	0.19	0.27	0.21	53	43.0	31.8	20	10	30			

奥札久留	保育活用	39	ろ			6.88	1,849	614.29	1,410	200.39	3,259	814.68	0.33	0.14	0.25	118	40.7	39.9	250	80	330			
合計						196.07	37,959	13,992.95	31,116	4,046.29	69,075	18,039.24	0.37	0.13	0.26	92	43.2	38.3	6,050	1,550	7,600			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m ³)						立木資材m ³ 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量				
		N		L		計		N	L	計		N	L	計			N	L	計		
		本数	材積	本数	材積	本数	材積				N			L	計	N				L	N
經常																					
天然受光																					
育成受光																					
誘導伐	4.24	3,522	1,969.63	2,680	321.88	6,202	2,291.51	0.56	0.12	0.37	540	40.6	55.9	800	180	980					
保育活用	191.83	34,437	12,023.32	28,436	3,724.41	62,873	15,747.73	0.35	0.13	0.25	82	43.7	36.8	5,250	1,370	6,620					
保護伐																					
合計	196.07	37,959	13,992.95	31,116	4,046.29	69,075	18,039.24	0.37	0.13	0.26	92	43.2	38.3	6,050	1,550	7,600					

月別生産計画

事業名 6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号

事業期間 自 契約締結日の翌日 至 令和7年 2月28日

事業場所 1林班わ小班外37

契約数量 7,600m³

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産量				150	350	1,180	800	1,200	1,200	1,500	1,220		7,600
事業地				北雄	北雄	北雄	北雄	札久留	札久留 奥札久留	札久留 奥札久留	札久留		

特記仕様書

「6年度西紋別支署【北雄・札久留・奥札久留地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号」について、下記の事項を定める。

記

- 1 伐採について
 - ① 伐採方法が列状間伐の箇所については、調査木の標示(ナンバーテープ)の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。
 - ② 調査木の標示(ナンバーテープ)がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。
- 2 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明
当該事業の事業地は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。(別紙「事業地毎の作業条件」参照)
- 3 造材・巻立・輸送に関する事項
 - ① 採材寸法については、別途指示する。
 - ② 当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。
 - ③ 虫害・材の劣化防止のため、伐採後は速やかに林外へ搬出し、巻立すること。
 - ④ 次に定める事業地から生産される素材のすべて又はその一部については、濁川里土場(紋別郡滝上町字オシラネツ原野277-10)に素材輸送し、巻立てること。

北雄地区	5	い 林小班	予定数量	N	200	m ³	
札久留地区	16	か 林小班	予定数量	N	65	m ³	
	16	ら 林小班	予定数量	N	65	m ³	
	20	ほ 林小班	予定数量	N	20	m ³	
	20	へ 林小班	予定数量	N	105	m ³	
	20	ぬ 林小班	予定数量	N	80	m ³	
	20	よ 林小班	予定数量	N	30	m ³	
	20	た 林小班	予定数量	N	25	m ³	
	21	ろ 林小班	予定数量	N	60	m ³	
	21	は 林小班	予定数量	N	60	m ³	
	21	に 林小班	予定数量	N	35	m ³	
	21	た 林小班	予定数量	N	95	m ³	
	21	そ 林小班	予定数量	N	130	m ³	L 50 m ³
	22	い 林小班	予定数量	N	140	m ³	
	23	や 林小班	予定数量	N	20	m ³	
- 4 土場と既設道等を結ぶ森林作業道の作設
土場と林道を結ぶ森林作業道の作設にあたっては、次の各項については森林作業道作設仕様書によらず、次に定める仕様により作設するものとする。
 - ① 縦断勾配:原則9%以下(地形の状況等によりやむを得ない場合14%以下)
 - ② 敷砂利:敷幅は3mの範囲内、敷厚は20cm、切込砂利80mm級とする。
- 5 排水管の設置
設計図書(位置図)に示している箇所については、次のとおり排水管を設置するものとする。
北雄地区 2れ林小班:パイプ径600×10m 1本
- 6 既設道の維持修繕・除雪に関する事項
 - ① 既設道の維持修繕
設計図書(位置図)に示す箇所がある場合は、車両の通行に支障がないよう、路体の維持修繕を行うものとする。
 - ② 既設道への敷砂利
設計図書(位置図)に示す箇所がある場合は、次に定める仕様により敷砂利を行うものとする。
 - (1) 規格は盛土材(GS-F)、敷幅は3mの範囲内、敷圧は20cmとする。
なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を(部分)完了検査時に提出すること。
※納品書等とは、碎石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

③ 除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路(公道を除く。)については、車両の通行に支障がないよう、除雪を行うものとする。

7 誤伐防止

誤伐防止のため別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

8 コンテナ苗木

植付作業で使用する(一部)コンテナ苗木について、北海道森林管理局と下記苗木生産者で「コンテナの苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定受給協定」を締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
(有)大阪林業 中川郡幕別町忠類錦町438 tel 01558-8-2236	トドマツ(秋)	1号(150CC)	6,700本

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
競争参加資格確認申請書	□	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	<input type="checkbox"/>	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員	
				<input type="checkbox"/>	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県 知事からの認定を証明する書類(写)		
				<input type="checkbox"/>	共同事業体協定書	共同事業体による申請の場合	
	□	2	同種の事業の実績	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
	□	3	配置予定の技術者の資格等	<input type="checkbox"/>	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し	
				<input type="checkbox"/>	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
				<input type="checkbox"/>	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの	
	□	4	従事予定の技能者の資格等	<input type="checkbox"/>	チェーンソー	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修了等証明付のもの
				<input type="checkbox"/>		伐倒・造材 高性能機械	
				<input type="checkbox"/>	高性能林業機械に関する受講証明等		経歴書等の場合は、事業主の証明 あるもの
				<input type="checkbox"/>	伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)		
				<input type="checkbox"/>	木寄・集材		車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)
				<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
				<input type="checkbox"/>		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)	
				<input type="checkbox"/>		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)	
				<input type="checkbox"/>	巻立	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
				<input type="checkbox"/>		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
				<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)	
				<input type="checkbox"/>	路網・土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	
				<input type="checkbox"/>		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)	
				<input type="checkbox"/>	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	輸送を含む事業でグラブプル使用 時
□	5	社会保険等への加入状況	<input type="checkbox"/>	保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は 黒塗りとする)等		
□	6	検知業務実績証明書	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)			
□	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	<input type="checkbox"/>		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ		

	チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考				
	<input type="checkbox"/>	1	技術提案書(表紙)	-	-					
	<input type="checkbox"/>	2	事業計画上の考慮事項等	<input type="checkbox"/>	-	必要に応じて参考図書を添付				
	<input type="checkbox"/>	2-1	事業計画の工程管理	-	-					
技術提案書	<input type="checkbox"/>	3	企業の事業実績等	<input type="checkbox"/>	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)					
				<input type="checkbox"/>	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)				
				<input type="checkbox"/>	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)					
				<input type="checkbox"/>	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)					
				<input type="checkbox"/>	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)					
				<input type="checkbox"/>	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)					
				<input type="checkbox"/>	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料					
				<input type="checkbox"/>	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料					
				<input type="checkbox"/>	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料					
				<input type="checkbox"/>	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料					
				<input type="checkbox"/>	森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)					
				<input type="checkbox"/>	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)					
				<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し。「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	活動内容の分かるもの(必要に応じ資料を添付)				
				<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト上に公表している内容が確認できる認定書等(写)。「女性技術者等の登用促進」の実績がある場合は、現場に直接従事していることを確認出来る資料、又は各種取組みを証明できる資料等(写)					
				<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく「トライくるみん認定企業」、「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)、又は「くるみん認定企業」(次世代育成支援対策推進法)の認定基準である7、8及び9を証明できる資料(写)					
				<input type="checkbox"/>	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書					
				<input type="checkbox"/>	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等					
				<input type="checkbox"/>	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等					
				<input type="checkbox"/>	休日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)					
				<input type="checkbox"/>	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類					
				<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料					
				<input type="checkbox"/>	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)					
				<input type="checkbox"/>	退職金共済契約締結の事実を証明する資料					
					<input type="checkbox"/>	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	<input type="checkbox"/>	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
					<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等				
	<input type="checkbox"/>	4	配置予定技術者の資格・経験	<input type="checkbox"/>	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの				
	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等				
	<input type="checkbox"/>	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	<input type="checkbox"/>	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1次葉は不要				
その他	<input type="checkbox"/>		その他	<input type="checkbox"/>	必要により特記事項で求めているものがあれば					
				<input type="checkbox"/>	返信用封筒(電子メール及び電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認				

チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
<input type="checkbox"/>	1	競争参加資格確認申請書 (表紙)	<input type="checkbox"/>	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は 構成員全員	
			<input type="checkbox"/>	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府 県知事からの認定を証明する書類(写)		
			<input type="checkbox"/>	共同事業体協定書	共同事業体による申請の場合	
<input type="checkbox"/>	2	同種の事業の実績	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)		
<input type="checkbox"/>	3	配置予定の技術者の資格等	<input type="checkbox"/>	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)～(カ)の資格	資格・免許を保有していることが 確認出来る修了証書等の写し	
			<input type="checkbox"/>	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資 格として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した 実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証 明あるもの	
			<input type="checkbox"/>	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証 明あるもの	
<input type="checkbox"/>	4	従事予定の技能者の資格等	<input type="checkbox"/>	人力 機械 地拵	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
			<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	除伐	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
			<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	保育 間伐 (存置)	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
			<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	枯損木 伐倒	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に 関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修 了等証明付のもの
			<input type="checkbox"/>			
			<input type="checkbox"/>	病虫獣 害防除	農業管理指導士の認定証等(写)	農業管理指導士(北海道農業指 導士等)、農業適正使用アドバイ ザー、緑の安全管理士、技術士 (農業部門・植物保護)等
			<input type="checkbox"/>	作業道 修理	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)	刈払の場合は不要
			<input type="checkbox"/>		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書(写)	刈払の場合は不要 掘削面の高さが2m以上の場合
			<input type="checkbox"/>	5	社会保険等への加入状況	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	7	農林水産業・食品産業の作業 安全のための規範(個別規 範:林業) 事業者向けチェッ クシート	<input type="checkbox"/>		共同事業体による申請の場合は 代表者のみ	

チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
<input type="checkbox"/>	1	技術提案書(表紙)	-	-	
<input type="checkbox"/>	2	事業計画上の考慮事項等	<input type="checkbox"/>	-	必要に応じて参考図書を添付
<input type="checkbox"/>	2-1	事業計画の工程管理	-	-	
<input type="checkbox"/>	3	企業の事業実績等	<input type="checkbox"/>	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)	
			<input type="checkbox"/>	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)	同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)
			<input type="checkbox"/>	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			<input type="checkbox"/>	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)	
			<input type="checkbox"/>	間接的な捕獲実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	森林経営管理法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合は、そのことを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	森林経営管理法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、そのことを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	森林経営計画 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合は、森林経営計画認定書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	民有林実績 前年度に民有林における森林整備の実績がある場合は、契約書等(写)	
			<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し。「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等の(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	内容の分かるもの(必要に応じ資料を添付)
			<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト上に公表している内容が確認できる認定書等(写)。「女性技術者等の登用促進」の実績がある場合は、現場に直接従事していることを確認出来る資料、又は各種取組みを証明できる資料等(写)	
			<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく「トライくるみん認定企業」、「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)、又は「くるみん認定企業」(次世代育成支援対策推進法)の認定基準である7、8及び9を証明できる資料(写)	
			<input type="checkbox"/>	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書	
			<input type="checkbox"/>	生産性向上 作業の省力化等を目的とした機械・器具の改良等への取組みを証明できる資料等	
			<input type="checkbox"/>	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等	
			<input type="checkbox"/>	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書(写)等、休業日数の確保の取組みを証明できる資料等	
			<input type="checkbox"/>	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明する資料、又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類	
			<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合は、実施していることを証明する資料	
			<input type="checkbox"/>	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)	
			<input type="checkbox"/>	退職金共済契約締結の事実を証明する資料	
<input type="checkbox"/>	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	<input type="checkbox"/>	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)	
			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)	
			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料	免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等

	チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考
	<input type="checkbox"/>	4	配置予定技術者の資格・経験	<input type="checkbox"/>	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。	履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの
				<input type="checkbox"/>	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)	研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等
	<input type="checkbox"/>	5-1 5-2	従業員への賃金引上げ計画の表明書	<input type="checkbox"/>	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」	別表1次葉は不要
その他	<input type="checkbox"/>		その他	<input type="checkbox"/>	必要により特記事項で求めているものがあれば	
				<input type="checkbox"/>	返信用封筒(電子メール及び電子入札による場合は不要)	簡易書留料金の切手貼付確認

別紙

製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）
第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面 等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の 現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱 （裏面）	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者 ・ 下請者への 指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導 しましたか	<input type="checkbox"/>		
丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と 同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に監督職員に提出してください。**

監督職員

年 月 日

官職氏名

支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左